

船橋市広場の管理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の身近に憩いと遊びの場を提供するとともに緑の確保を図るための広場の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(行為の制限)

第2条 広場において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 広告、宣伝、放送その他これらに類する行為をすること。
- (2) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (3) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (4) 興業を行うこと。
- (5) 競技会、展示会その他これらに類する催しをすること。

2 前項の承認を受けようとする者は、前項各号に掲げる行為をする日の1月前から申請することができる。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項各号に掲げる行為が、広場の位置する町会自治会等が社会教育又は社会福祉の一環として行うものその他公益上必要があると認められるものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当しない場合に限り、同項の承認をするものとする。

- (1) 公衆の広場の使用又は利用に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となるとき。

4 市長は、第1項の承認に広場の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

5 第1項の承認の申請書にあっては広場内行為承認申請書（第1号様式）、承認を受けた事項の変更の申請書にあっては広場内行為承認変更申請書（第2号様式）とする。

(行為の禁止)

第3条 広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、前条第1項若しくは第5条第1項の承認又は船橋市財務規則（昭和56年船橋市規則第4号）第174条の規定による許可に係るものについては、この限りではない。

- (1) 広場の施設又は設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、竹木等の物件を堆積すること。

- (4) 車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) その他広場の管理上支障のある行為をすること。

(使用の禁止等)

第4条 市長は、広場の損壊その他の理由によりその使用若しくは利用が危険であると認められる場合又は広場に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、広場を保全し、又はその使用者の危険を防止するため、区域を定めて、広場の使用又は利用を禁止し、又は制限することができる。

(広場施設の設置の承認)

第5条 花壇又は倉庫その他の施設（以下「広場施設」という。）を広場に設置しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項の規定による設置が公衆の広場の使用に支障を及ぼさず、かつ、必要と認められる場合に限り、同項の承認をするものとする。

3 市長は、第1項の承認に広場の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

4 第1項の承認の申請書にあつては広場施設設置承認申請書（第3号様式）、承認を受けた事項の変更の申請書にあつては広場施設設置承認変更申請書（第4号様式）、承認を受けた期間の更新の申請書にあつては広場施設設置承認期間更新申請書（第5号様式）とする。

(広場施設以外の工作物等の設置)

第6条 前条に定める施設以外の工作物又はその他の物件を設置することを目的とする広場（市がその敷地について所有権を有しないものを除く。）の使用については、船橋市行政財産使用料条例（平成8年船橋市条例第4号）及び船橋市財務規則の例による。

(承認証)

第7条 市長は、次の各号に掲げる承認をしたときは、当該各号に定める承認証を申請者に交付するものとする。

- (1) 第2条第1項の承認 広場内行為承認証（第6号様式）
- (2) 第5条第1項の承認 広場施設設置承認証（第7号様式）

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 第2条第1項又は第5条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、

その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(承認の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第4項又は第5条第3項の規定により付した条件（以下「条件」という。）を変更し、又は広場の使用を停止し、若しくは承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は条件に違反したとき。
- (2) 第2条第3項各号のいずれかに該当したとき。
- (3) その他広場の管理上支障が生じたとき。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、承認を受けた行為等を終了したとき又は承認を取り消されたときは、直ちに広場を原状に復して返還しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

広場内行為承認申請書

年 月 日

船 橋 市 長 あ て

住 所

申 請 者 氏 名

⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

広場内行為について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

| | | | | | | | |
|---------------------|--|-----|--|-----|------|------|-----|
| 広場の名称 | | | | | | | |
| 場所又は施設 | | | | | 使用面積 | | |
| 行為の目的 | | | | | | | |
| 行為の内容 | | | | | | | |
| 行為の日時 | | | | | | | |
| 備 考 | | | | | | | |
| 上記申請を承認してよろしいでしょうか。 | | | | | 起 案 | 月 | 日 |
| | | | | | 決 裁 | 月 | 日 |
| 課 長 | | 補 佐 | | 係 長 | 係 員 | 施 行 | 月 日 |
| | | | | | | 承認番号 | 第 号 |
| 条件又は指示事項 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

広場内行為承認変更申請書

年 月 日

船 橋 市 長 あ て

住 所

申 請 者 氏 名

⑩

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

広場内行為の承認を受けた事項を変更したいので、次のとおり申請します。

| | | | | | | | |
|---------------------|--|-----|--|-----|-----|---------|-----|
| 承認を受けた年月日 及び番号 | | | | | | | |
| 承認を受けた事項 | | | | | | | |
| 変更しようとする事項 | | | | | | | |
| 変 更 の 理 由 | | | | | | | |
| 上記申請を承認してよろしいでしょうか。 | | | | | | 起 案 | 月 日 |
| | | | | | | 決 裁 | 月 日 |
| 課 長 | | 補 佐 | | 係 長 | 係 員 | 施 行 | 月 日 |
| | | | | | | 承 認 番 号 | 第 号 |
| 条件又は指示事項 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

第3号様式

広場施設設置承認申請書

年 月 日

船橋市長 へ

住所

申請者氏名

⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

広場施設を設置したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

| | | | | | | | |
|---------------------|--|----|--|----|----|------|-----|
| 広場の名称 | | | | | | | |
| 設置の場所 | | | | | | 設置面積 | |
| 設置の目的及び内容 | | | | | | | |
| 設置の期間 | | | | | | | |
| 施設の種類及び構造 | | | | | | | |
| 施設の管理方法 | | | | | | | |
| 工事の実施期間 | | | | | | | |
| 工事の実施方法 | | | | | | | |
| 広場の復興方法 | | | | | | | |
| 上記申請を承認してよろしいでしょうか。 | | | | | | 起案 | 月 日 |
| | | | | | | 決裁 | 月 日 |
| 課長 | | 補佐 | | 係長 | 係員 | 施行 | 月 日 |
| | | | | | | 承認番号 | 第 号 |
| 条件又は指示事項 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

第4号様式

広場施設設置承認変更申請書

年 月 日

船橋市長 へ

住所

申請者氏名

⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

広場施設の設置の承認を受けた事項を変更したいので、関係書類を添えて次の
とおり申請します。

| | | | | | | | |
|---------------------|--|----|--|----|----|------|-----|
| 広場の名称 | | | | | | | |
| 承認を受けた年月日及び 番号 | | | | | | | |
| 承認を受けた事項 | | | | | | | |
| 変更しようとする事項 | | | | | | | |
| 変更の理由 | | | | | | | |
| 上記申請を承認してよろしいでしょうか。 | | | | | | 起案 | 月 日 |
| | | | | | | 決裁 | 月 日 |
| 課長 | | 補佐 | | 係長 | 係員 | 施行 | 月 日 |
| | | | | | | 承認番号 | 第 号 |
| 条件又は指示事項 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

第5号様式

広場施設設置承認期間更新申請書

年 月 日

船橋市長 へ

住所

申請者氏名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号 〕

承認に係る期間の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

| | | | | | | | |
|---------------------|--|----|--|----|----|------|-----|
| 広場の名称 | | | | | | | |
| 承認を受けた年月日及び番号 | | | | | | | |
| 承認を受けた種別 | | | | | | | |
| 承認を受けた期間 | | | | | | | |
| 更新期間 | | | | | | | |
| 更新の理由 | | | | | | | |
| 上記申請を承認してよろしいでしょうか。 | | | | | | 起案 | 月 日 |
| | | | | | | 決裁 | 月 日 |
| 課長 | | 補佐 | | 係長 | 係員 | 施行 | 月 日 |
| | | | | | | 承認番号 | 第 号 |
| 条件又は指示事項 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

第7号様式

広 場 施 設 設 置 承 認 証

第 号
年 月 日

様

船橋市長

印

広場施設の設置について次のとおり承認します。

| | | | |
|-----------|--|---------|--|
| 広 場 の 名 称 | | | |
| 設 置 の 場 所 | | 設 置 面 積 | |
| 設 置 の 目 的 | | | |
| 設 置 の 期 間 | | | |
| 施設の種類及び構造 | | | |
| 条件又は指示事項 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

□別紙

■借地広場の取り扱いについて

①広場施設の設置並びに広場施設以外の工作物等の承認について

- ・ 行政財産は、地方公共団体により直接に行政の目的を遂行するために供される公有財産で、借地についてはこれに該当しない。

したがって、この広場施設の設置（要綱第5条）並びに広場施設以外の工作物等の設置（要綱第6条）は、土地所有者の承認を得なければならない。

②行為の制限

- ・ 行為の制限（要綱第2条）及び広場施設の設置（要綱第5条）の承認については、本要綱が法令，条例，規則等の法規ではないことから、法的拘束力がなく使用料については徴収できない。